

脱炭素社会の実現に向けた共創推進に関する連携協定書

中津川市、中津川商工会議所、中津川北商工会および中部電力ミライズ株式会社（以下「4者」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、4者が相互に連携・協力し、中津川市内での脱炭素社会の実現を中心に、レジリエンス強化と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 4者は、前条の目的を達成するため、誠意を持って次に掲げる事項について、事業の円滑な実施及び積極的な推進に向けて情報共有し、相互の密接な連携及び協力を行うものとする。

- （1）脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの利活用に関すること
 - （2）事業所における太陽光発電設備導入に関すること
 - （3）EV充電器導入等インフラ整備、推進に関すること
 - （4）地域のレジリエンス強化に関すること
 - （5）環境意識の向上や行動変容に係る教育及び啓発活動に関すること
 - （6）その他、本協定の目的達成に資すると認められる事項に関すること
- 2 前項各号に定める事項に関する具体的な実施事項（以下「事業」という。）は、4者が協議して定め、必要に応じて事業を実施するための協議体を設立するものとする。
- 3 4者は、事業を実施するにあたり、第三者に関する情報を提供する場合には、それぞれの責任において、当該第三者から事前に了解を得るものとする。
- 4 事業を実施した結果、4者に何らかの損害が生じた場合、他の当事者はその責任を負わない。ただし、他の当事者について故意若しくは重大な過失があった場合はこの限りではない。

（秘密保持）

- 第3条 4者は、前条に定める連携事項の情報共有及び事業の実施により、知り得た秘密情報についてそれぞれ秘密を保持し、事前承諾なしに第三者へ開示、及び本協定の目的以外に使用してはならない。
- 2 4者は、本協定が変更又は有効期間が満了した場合であっても、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（確認事項）

第4条 4者は、本協定の締結が、4者以外の者と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の有効期間）

- 第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。
- 2 前項に定める年度末の期日1か月前までに、4者のいずれからも終了の意思表示がない場合は、1年間同一条件により更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。

（協定の追加及び変更）

第6条 4者が本協定の内容の追加又は変更を申し出るときは、その都度協議の上、4者の合意により本協定の追加又は変更を行うものとする。

（法令の遵守）

第7条 本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（その他）

第8条 本協定の内容に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、4者がその都度誠意を持って協議し、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、4者署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 6 年 5 月 1 4 日

岐阜県中津川市かやの木町2-1
中津川市

中津川市長

小栗仁志

岐阜県中津川市かやの木町1-20
中津川商工会議所

会頭

杉本 潤

岐阜県中津川市付知町10832-1
中津川北商工会

会長

早川 正人

愛知県名古屋市東区東新町1番地
中部電力ミライズ株式会社

代表取締役 社長執行役員

神谷 泰範